

仙南地域広域行政事務組合監査告示第2号

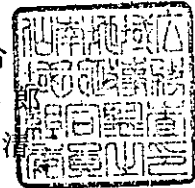
地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定例監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和元年6月24日

仙南地域広域行政事務組合

監査委員 佐藤 長 壽

監査委員 山 谷 清



1 監査年月日

令和元年6月21日（金）

2 監査対象

- | | |
|---------------|------------------|
| ① 業務課 | し尿処理施設整備等調査委託 |
| ② 白石斎苑 | 白石斎苑建替整備工事 |
| ③ 柴田斎苑 | 柴田斎苑建替整備工事 |
| ④ 仙南最終処分場 | 法面吹付工事 |
| ⑤ 仙南リサイクルセンター | 破碎設備他補修工事 |
| ⑥ し尿処理施設(柴田) | 各種ポンプ他補修工事 |
| ⑦ 仙南芸術文化センター | 冷温水2次ポンプ他交換工事 |
| ⑧ 仙南芸術文化センター | 舞台照明変圧器他交換工事 |
| ⑨ 消防本部 | 高規格救急自動車購入 |
| ⑩ 消防本部 | 高規格救急自動車用救急資機材購入 |
| ⑪ 消防本部 | 普通消防ポンプ自動車購入 |

3 監査の方法

組合監査基準に基づき、関係職員等から説明を聴取して、通常実施すべき監査手続きにより実施した。なお、あらかじめ関係書類の提出を求めて、補助職員による予備監査についても実施した。

4 監査の結果及び所見

(1) 委託、工事、備品関係書類

前記、業務課のし尿処理施設整備等調査委託外10件の委託、工事、備品関係書類の作成については、施工伺、業者の選定、現場説明から入札の執行、落札者の決定に至る経過、契約の締結、竣工検査までに至る間、全て手順を経てなされており、また、業者の選定についても、契約業者等審査委員会規定に定める所定の議を経て定められており、全て適法に執行されている事が確認された。

なお、関係公文書の作成についても、起案、決裁、発送の日時も克明に記入されており、決裁権者の印もれ等もなく、よく整理保管されていることが認められた。

5 監査意見

平成30年度下半期における委託、工事、備品関係書類監査の結果については、すべて適正に管理、整理されていた。

今後も引き続き、事務の適正な執行を図るとともに、職員の職務意識と責任感のもと、さらに効果的で効率的な事務の執行に取り組まれない。